

【人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）】

普及促進事業 支給申請 提出書類一覧表

■ 提出期間： 事業が終了した日の属する月の区分に応じて以下の表の下欄の期間まで

事業が終了した日の属する月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日～8月末日まで	10月1日～11月末日まで	1月1日～2月末日まで	3月1日～5月末日まで

■ 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク ※ 千葉労働局に直接提出する場合は下記の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 6F
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
 TEL:043-221-4393

事業所名： _____ ※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	提出書類	備考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース(普及促進事業))支給申請書(建活様式第4号)	記入もれがないかご確認ください			
2	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)				
3	支払方法・受取人住所届(帳票種別32850)				
4	事業報告書(事業推進員人件費)(建活様式第4号別紙1)	No.4～7は事業推進員の人件費を申請する場合に提出してください			
5	事業推進員に係る出勤簿(写)				
6	事業推進員業務日報(建活様式第4号別紙1内訳表)				
7	事業推進員に係る人件費の支払証明書(写)	賃金台帳ならびに社会保険、労働保険等の支払いが確認できる書類			
8	事業報告書(費用内訳表)(建活様式第4号別紙2-1)	実施した事業ごとに別葉をもって作成をしてください			
9	CCUS等登録促進事業事業報告書事業者登録(建活様式第4号別紙2-2-①)	事業者登録料についての補助を行った場合に提出してください			
10	CCUS等登録促進事業事業報告書技能者登録(建活様式第4号別紙2-2-②)	技能者登録料についての補助を行った場合に提出してください			
11	CCUS等登録促進事業事業報告書技能労働者の能力評価(建活別様式第4号別紙2-2-③)	レベル判定手数料についての補助を行った場合に提出してください			
12	CCUS等登録促進事業事業報告書専門工事企業の施工能力等の「見える化」評価(建活別様式第4号別紙2-2-④)	見える化評価手数料についての補助を行った場合に提出してください			
13	CCUS等普及促進事業について、中小構成員等が雇用する全ての建設技能者の技能者登録が完了していることを証する疎明書	中小建設事業主が雇用する全ての建設技能者が技能者登録を完了している場合であって、事業者登録の登録費用を負担した者に対し、補助する場合に提出してください			
	所要費用の領収書等(写)	以下助成対象経費の範囲をご確認ください			
	【事業計画策定・効果検証事業に係る対象経費】				
	人件費の支払い証明書(1人あたり3,600,000円までの実費相当額/3人まで)	事業推進員が事業計画策定・効果検証事業に係る業務に従事したことが確認できる時間に限り対象とする ※ 事業推進員の人件費に対する助成の合計額が助成額全体の6割を超える場合は、その超える分の支給は対象外			
	委員謝金の領収書(部外委員に限る)(1人1日あたり30,700円までの実費相当額)	事業推進委員会及び本事業を行うために特別に設置した委員会の委員への謝金であり、当該団体から報酬を受けていない者が対象			
	旅費の領収書(最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費相当額)(助成額は宿泊費と合わせて上限400万円、地域団体は200万円)	勤務先(勤務先のない場合は自宅)から目的地までの旅行に要した鉄道賃(グリーン料金を除く)、船賃(特1等を除く)、航空賃(ファーストクラス・ビジネスクラスを除く)、バス賃及びタクシー代(公共交通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限る)			
	宿泊費の領収書(1人1泊15,000円までの実費相当額)(助成額は宿泊費と合わせて上限400万円、地域団体は200万円)	事業計画策定・効果検証事業の実施に必要な宿泊費			
14	会議費の領収書(1人あたり150円までの実費相当額)	茶菓代等			
	通信費の領収書(実費相当額)	アンケート調査等に係る通信費			
	消耗品の領収書(実費相当額)	事業計画策定・効果検証事業の実施に必要な消耗品費とし、事務用の消耗品(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの)の代価			
	その他助成することが必要と認められる経費(実費相当額)				
	【CCUS等登録促進事業に係る対象経費】				
	補助金 (a) 技能者登録料及び事業者登録料 (b) レベル判定手数料 (c) 見える化評価の手数料	(a) (一財)建設業振興基金が定める額とし、登録料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする (b) 建設技能者能力評価制度推進協議会が定める額とし、手数料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする (c) 見える化評価の実施団体が定める額 ただし、中小構成員等につき1者あたり50,000円を上限とし、手数料を負担する中小構成員等につき、初回の手数料に限り対象とする			
	その他助成することが必要と認められる経費(実費相当額)				
15	事業目標及び効果検証報告書(建活様式第5号-2)	原則支給申請時に提出してください			
16	その他管轄労働局長が必要と認める書類	必要に応じて求めることがあります			
受付年月日			年	月	日
			書類確認者	HW	局

【注意事項】

- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
- 対象事業主団体が補助した以下の経費については、対象経費から控除してください。
 - ① 中小構成員等以外の者に対し補助した額
 - ② 中小構成員等に対し更新に要する登録費用等について補助した額
 - ③ 過去に本事業により助成を受けた事業において対象とした中小構成員等に補助した額
- 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求めることがあります。
- 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。